

## 障害年金の申請をご検討中の方へ

精神障害に対する障害年金は、精神障害、知的障害、発達障害により、働くのが困難で普段の日常生活にも制限が生じている場合に、その程度に応じて支給されるものです。

受給にあたっては、診断名、障害・病状の程度、治療期間や治療状況、年金保険料の支払い状況など様々な条件があります。

また申請に際してはご自身でも複雑な書類作成をする必要があり、診断書料金などのご負担も伴いますので、諸条件を満たす可能性が明らかに乏しいと思われる場合にはお勧めをしていません。

特に診断や障害の程度の判断には、主治医の医学的評価が必要となります。

もし障害年金の申請をご検討される場合は、手続きに入る前に、当院の主治医、または相談員に是非ご相談ください。